

議案第 26 号

羽生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

羽生市国民健康保険税条例（昭和 29 年条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（課税額）</p> <p>第 2 条 （略）</p> <p>2 前項第 1 号の基礎課税額は、世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>63 万円</u> を超える場合には、基礎課税額は、<u>63 万円</u> とする。</p> <p>3 （略）</p> <p>4 第 1 項第 3 号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>17 万円</u> を超える場合には、介護納付金課税額は、<u>17 万円</u> とする。</p> <p>（国民健康保険の被保険者の基礎</p>	<p style="text-align: center;">（課税額）</p> <p>第 2 条 （略）</p> <p>2 前項第 1 号の基礎課税額は、世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>61 万円</u> を超える場合には、基礎課税額は、<u>61 万円</u> とする。</p> <p>3 （略）</p> <p>4 第 1 項第 3 号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>16 万円</u> を超える場合には、介護納付金課税額は、<u>16 万円</u> とする。</p> <p>（国民健康保険の被保険者の基礎</p>

課税額に係る所得割額)

第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（第6条及び第7条において「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の6.9を乗じて算定する。

2 (略)

(国民健康保険の被保険者の基礎課税額に係る資産割額)

第4条 第2条第2項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち土地及び家屋に係る部分の額に100分の13を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者の基礎課税額に係る被保険者均等割額)

第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について17,500円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)

第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定

課税額に係る所得割額)

第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（第6条及び第7条において「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の6.4を乗じて算定する。

2 (略)

(国民健康保険の被保険者の基礎課税額に係る資産割額)

第4条 第2条第2項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち土地及び家屋に係る部分の額に100分の26を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者の基礎課税額に係る被保険者均等割額)

第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について10,500円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)

第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定

月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号及び第19条において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号及び同条において同じ。)以外の世帯
9, 500円

(2) 特定世帯 4, 750円

(3) 特定継続世帯 7, 125円

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第7条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について9, 500円とする。

(国民健康保険税の減額)

第19条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号及び第19条において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号及び第19条において同じ。)以外の世帯
19, 000円

(2) 特定世帯 9, 500円

(3) 特定継続世帯 14, 250円

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第7条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について8, 500円とする。

(国民健康保険税の減額)

第19条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が61万円を超える場合には、61万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円)の合算額とする。

(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者の基礎課税額に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 12,250円

(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者の基礎課税額に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 7,350円

イ 国民健康保険の被保険者の基礎課税額に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 6, 650
円

(イ) 特定世帯 3, 325
円

(ウ) 特定継続世帯 4, 988
円

ウ (略)

エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)

1人について 6, 650円

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき285, 000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者の基礎課税額に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)

1人について 8, 750円

イ 国民健康保険の被保険者の基礎課税額に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

イ 国民健康保険の被保険者の基礎課税額に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 13, 300
円

(イ) 特定世帯 6, 650
円

(ウ) 特定継続世帯 9, 975
円

ウ (略)

エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)

1人について 5, 950円

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5, 000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者の基礎課税額に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)

1人について 5, 250円

イ 国民健康保険の被保険者の基礎課税額に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4, 750円

(イ) 特定世帯 2, 375円

(ウ) 特定継続世帯 3, 563円

ウ (略)

エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)

1人について 4, 750円

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者の基礎課税額に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)

1人について 3, 500円

イ 国民健康保険の被保険者の基礎課税額に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1, 900円

(イ) 特定世帯 950円

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 9, 500円

(イ) 特定世帯 4, 750円

(ウ) 特定継続世帯 7, 125円

ウ (略)

エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)

1人について 4, 250円

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者の基礎課税額に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)

1人について 2, 100円

イ 国民健康保険の被保険者の基礎課税額に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3, 800円

(イ) 特定世帯 1, 900円

<p>(ウ) 特定継続世帯 <u>1, 4 2 5</u> 円</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ 介護納付金課税被保険者に 係る被保険者均等割額 介護納 付金課税被保険者(第1条第2 項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>1, 9 0 0</u>円</p>	<p>(ウ) 特定継続世帯 <u>2, 8 5 0</u> 円</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ 介護納付金課税被保険者に 係る被保険者均等割額 介護納 付金課税被保険者(第1条第2 項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>1, 7 0 0</u>円</p>
---	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の羽生市国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和3年2月24日提出

埼玉県羽生市長 河 田 晃 明